

みやこ町立久保小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

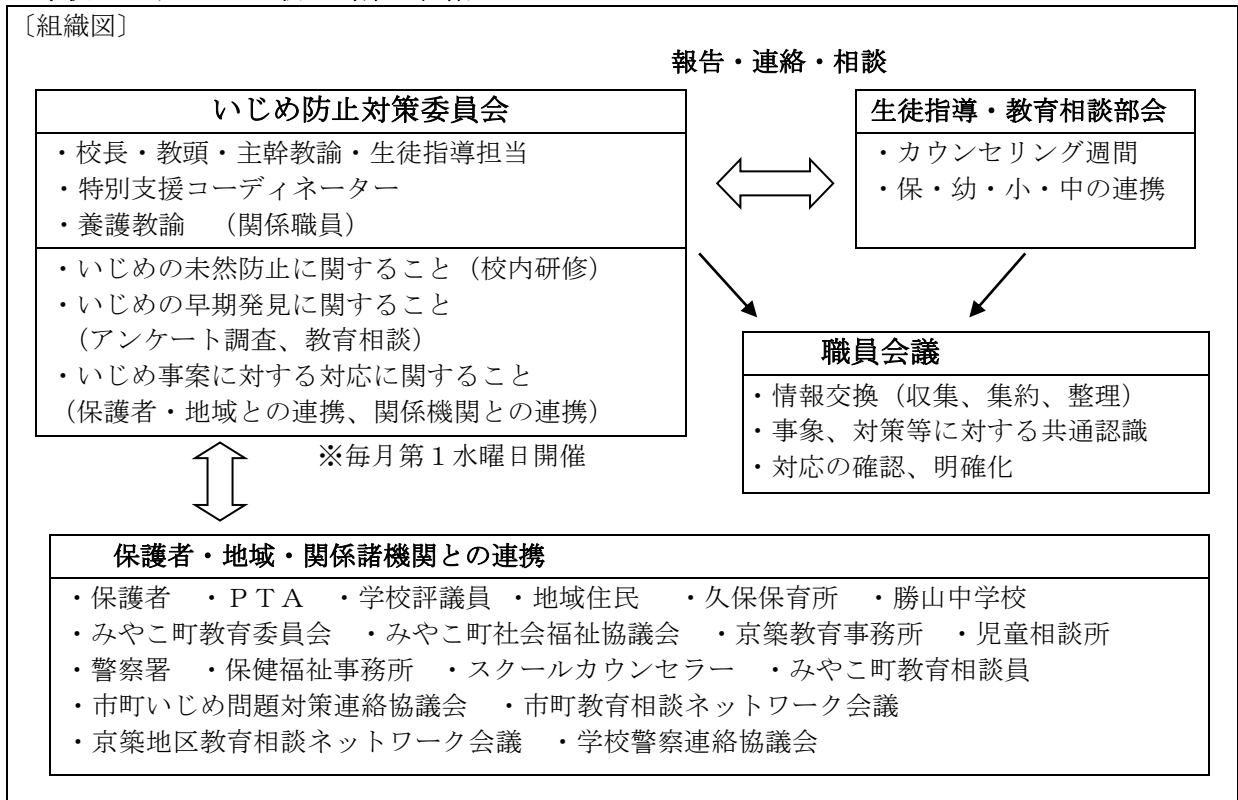
いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。

(2) いじめ防止に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

2 学校におけるいじめ防止対策の組織

〔組織図〕



3 いじめ防止のための具体的方策

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

(1) 学級経営（授業作り、集団作り）

- ・いじめアンケートやいじめチェックシート（早期発見チェックポイント）等を活用し、児童の実態や人間関係を十分に把握し、児童一人一人が安心して過ごせる学級経営に努める。
- ・わかる・できる授業の実践に努め、児童が成就感や充実感を持てる授業や、生徒指導の視点を取り入れた授業の実践に取り組む。
- ・授業に互いの考えを伝え合い、認め合う活動や言語活動を積極的に取り入れ、コミュニケーション能力の育成を図る。

- ・エンカウンターやソーシャルスキルトレーニングを活用した人間関係作りに取り組む。
 - ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見のがさないようにアンテナを高く保っておく。
- (2) 人権教育・道徳教育の充実
- ・全ての教育活動において道徳教育の充実を図り、人権尊重の精神や規範意識・思いやりの心の醸成を行う。
 - ・道徳の授業を通して、道徳的実践力を高め、道徳的実践に努めようとする児童の育成を図る。
 - ・体験活動と道徳の授業との関連化を図り、成就感や達成感を味わわせ、児童の自己有用感や自己信頼感を高める。
 - ・一人一人のよさや違いを認め合える学習を発達段階に応じて行う。
- (3) 教育相談体制の整備
- ・学校生活アンケートやいじめに特化した無記名アンケート、相談ポストへの投書等の結果をもとに、学級担任による教育相談を実施し、児童の一人一人の理解に努める。
 - ・定期的な教育相談期間（カウンセリング週間）を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。
 - ・日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境を作る。
 - ・「キャリアパスポート」を活用して、児童のがんばりや成長した点を褒め、自尊感情を高めていく。
 - ・相談ポストや子どもホットライン24など相談窓口の周知を図る。
- (4) 体験活動、交流活動の充実
- ・福祉体験やボランティア体験、勤労体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。
 - ・異学年交流、小中連携、保小連携等を計画的に実施し、縦の人間関係作りを図る。
- (5) インターネット等によって行われるいじめに対する対策
- ・インターネット（メール・ライン）の活用時における情報モラル教育の推進による児童の意識向上を図る。
 - ・「ケータイ安心教室」（外部講師）を実施し、インターネット等による人権侵害についての認識を深める。
- (6) いじめに関する校内研修の充実
- ・学校教育基本方針の共通理解、「いじめの早期発見・早期対応」、いじめチェックシートやいじめアンケートを活用した校内研修をはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
アンケートは5年間学校で保存しておく。
 - ・スクールカウンセラー等の専門家を講師に招聘し、教職員の実践的指導力の向上を図る。
 - ・教員と児童及び保護者との信頼関係作りや対応の在り方に関する研修を行う。
 - ・校長による講話を行う。
 - ・県教育センター調査研究の協力をする。
- (7) 学校間の連携
- ・勝山中学校校区の小中の主幹会議を定期的に行い、情報の共有化を図る。
 - ・小学校6年生を中心に、小・中連携した取組を計画的に行っていく。（出前授業、中学校体験学習、中学校文化祭参加）
 - ・久保保育所（年長組）との交流、1年生活科、5年保育士体験、体験入学
 - ・生徒指導担当者を中心にした保・幼連絡会の実施
- (8) 保護者への働きかけ（保護者啓発）
- ・年度当初のPTA総会や学級懇談会などで、学校の「いじめ防止基本方針」を周知し、ホームページなどで公開する。
 - ・授業参観、学級懇談会、家庭教育学級等で、「家庭用チェックリスト」「家庭用リーフレット」などの周知や、いじめ防止対策やいじめ問題についての啓発を行う。
 - ・道徳の授業公開を行い、生命尊重や規範意識についての啓発を行う。
 - ・家庭教育学級で「ケータイ安心教室」（外部講師による講話）を実施し、インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。
 - ・個人懇談や家庭訪問等で、児童の様子について情報を共有しておく。
 - ・「いじめ早期発見・早期対応リーフレット（家庭向け）」を配布する。
 - ・PTAや地域の関係団体などとの連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に関して、広報による啓発をする。

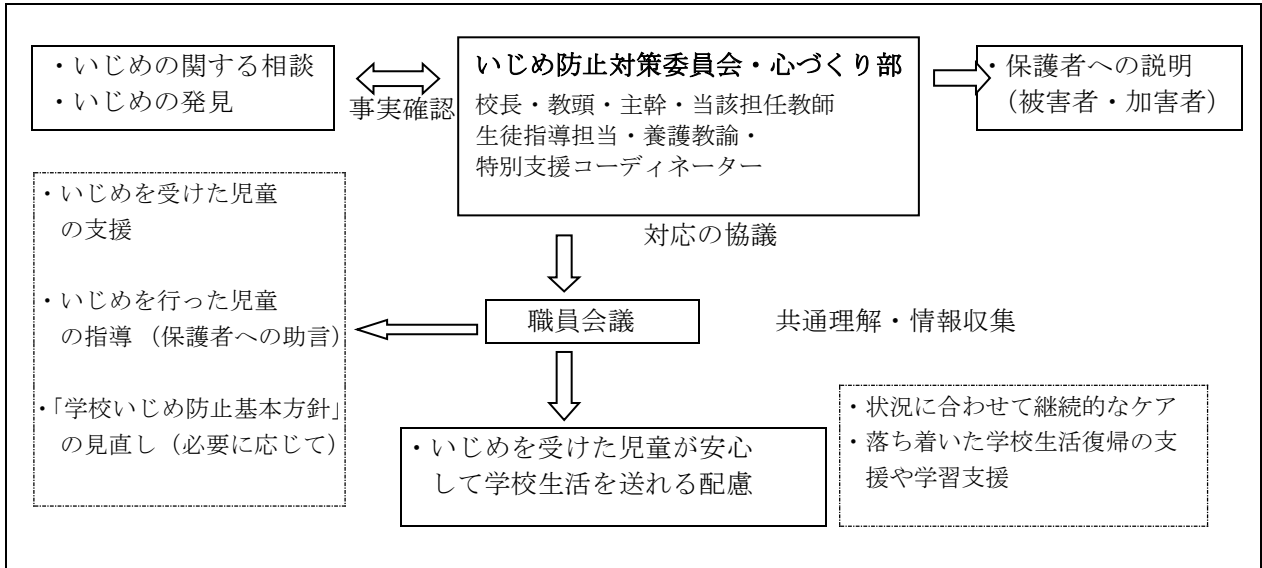
4 いじめの早期発見の方策

(1) 保護者・地域、関係機関との連携

- ・児童、保護者、学校の信頼関係の構築を図り、円滑な連携を深めるように努める。
- ・保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。
- ・その日のうちに管理職及び生徒指導部会へ報告、相談、対応をする。
- ・生徒指導部会は対応を決定するため、すぐに部会を開く。
- ・必要に応じて、関係機関との連携を図る。

みやこ町教育委員会 ・ みやこ町社会福祉協議会 ・ 京築教育事務所 ・ 児童相談所
 ・ 警察署 ・ 保健福祉事務所等、状況に応じた関係機関

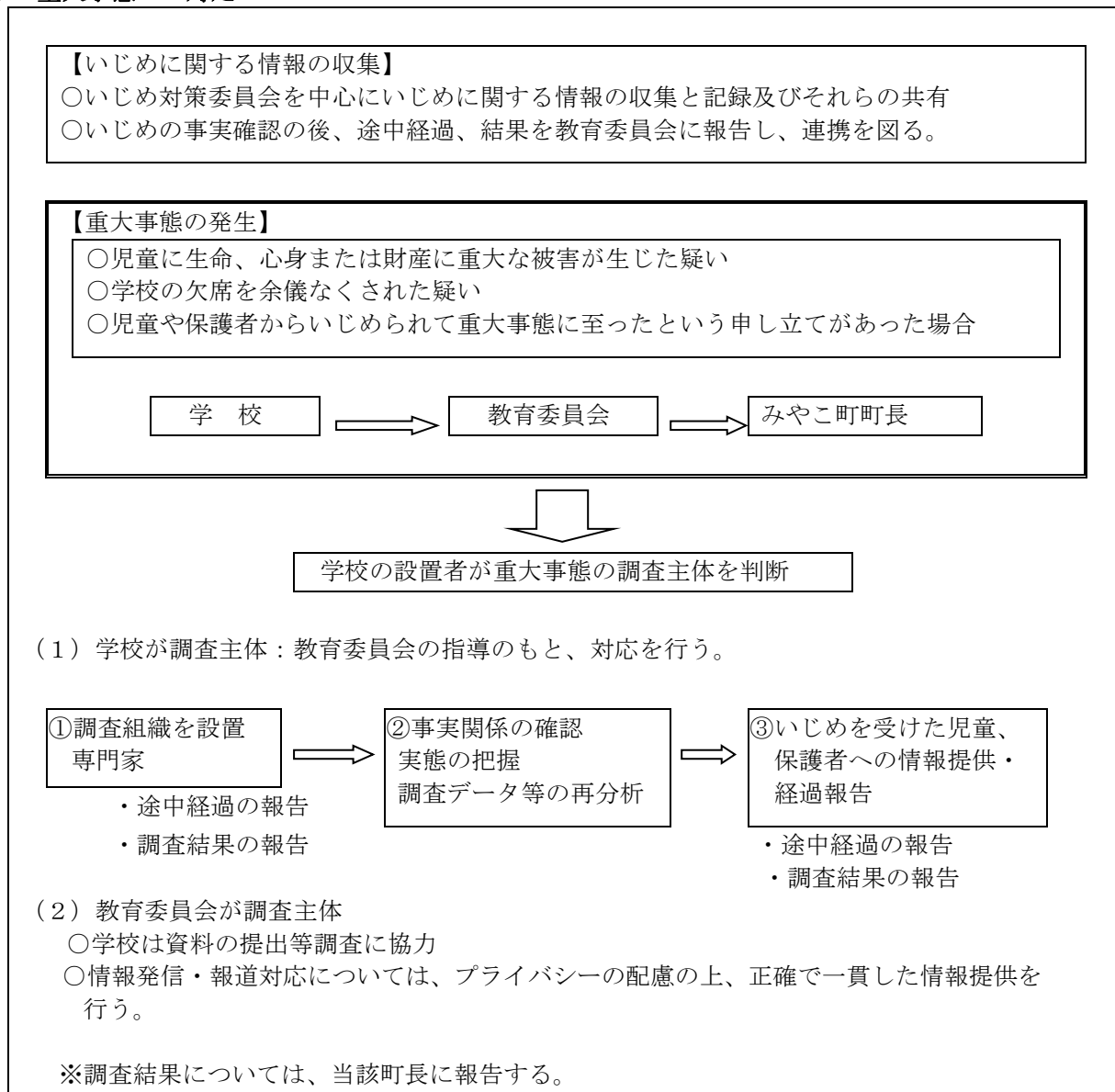
(2) いじめの早期発見の流れ



(3) いじめ対応の留意点

- ① いじめを発見した場合（ネット上も）は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ② 校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③ いじめられた児童のケアは、児童の特性を踏まえ適切に支援し、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④ いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、周囲に対しても必要な指導を組織的に実施し、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ⑥ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- ⑦ いじめの収束は、「いじめに係る行為がやんでいること（少なくとも3か月）」「被害者が心身の苦痛を感じていないこと（児童・保護者への面談で確認）」で確認する。
- ⑧ いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものにす。

5 重大事態への対処



6 学校の取組に対する検証・見直し

- ①学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組についてはP D C Aサイクルで見直し実効性のある取組となるように努める。
- ②いじめに関する項目を盛り込んだ取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し
いじめ対策委員会がいじめに関する取組の検証を行う。
- ③「いじめに係る行為がやんでいること（少なくとも3か月）」「被害者が心身の苦痛を感じていないこと（児童・保護者への面談で確認）」で、取り組みに対する検証・見直しを行う。
- ④学校評価・教員評価について、いじめの有無や多寡でなく、適切な対応を評価する。
- ⑤必要に応じて、「学校いじめ防止基本方針」を見直す。

(いじめ問題対応年間計画)

<p>本年度の指導の重点</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートやいじめチェックシート（早期発見チェックポイント）等を活用し、児童の実態や人間関係を十分に把握し、児童一人一人が安心して過ごせる学級経営に努める。 ・わかる・できる授業の実践に努め、児童が成就感や充実感を持てる授業や、生徒指導の視点を取り入れた授業の実践に取り組む。 ・全ての教育活動において道徳教育の充実を図り、人権尊重の精神や規範意識・思いやりの心の醸成を行う。 ・一人一人のよさや違いを認め合える学習を発達段階に応じて行う。

低学年の指導の重点	中学年の指導の重点	高学年の指導の重点
<ul style="list-style-type: none"> ・きまりを守って、元気な挨拶をしようとする態度を育てる。 ・友だちと仲良くしようとする態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちの良さを認め、仲間と協力しようとする態度を育てる。 ・人に迷惑をかけず、仕事や課題を最後までやりとげようとする態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・礼儀正しい挨拶ができ、節度ある生活をする事ができる。 ・高学年としての自覚を持ち、人の役に立つ行動ができるようにする。

月	職員研修他	児童アンケート等	その他（家庭に向けて）
4月 ・ 5月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針について共通理解【校長】 ・家庭訪問の実施について【主幹】 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級ルールづくり ・学習規律の確認【学級担任】 ・いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止基本方針」についてPTA総会や学級懇談会などで知らせる。 ・「いじめ早期発見・早期対応リーフレット(各家庭)」を配布する。 ・家庭訪問
	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会① 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート ・アンケートを基にした教育相談 ・学校生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」についてホームページなどで公開する。
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した事例研修【生徒指導担当】 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート ・カウンセリング週間 ・重点化したチェックポイントによる児童観察 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との情報交換【担任】 個人懇談会【担任】 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート ・アンケートを基にした教育相談【担任】 	
8月			
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会② 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート 	

10月		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート ・アンケートを基にした教育相談【担任】 ・学校生活アンケート ・カウンセリング週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の公開授業【担任】
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会③ ・人権週間の取り組みについて【人権教育担当者】 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート ・重点化したチェックポイントによる児童観察 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との情報交換 個人懇談会【担任】 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権集会 ・いじめアンケート ・アンケートを基にした教育相談【担任】 	
1月		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート ・ケータイ安全教室 ・学校生活アンケート ・カウンセリング週間 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導の取り組みのまとめと次年度の方向性 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・小中連絡会 ・保幼小連絡会【生徒指導担当・教頭】 ・本年度の取り組みのまとめと次年度の方向性 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート 	

※ 福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】（平成27年3月 福岡県教育委員会）及び
いじめの早期発見・早期対応の手引（平成19年3月 福岡県教育委員会）
「児童生徒の問題行動の未然防止及び対応について（通知）」（毎年度初めに通知）
「いじめの実態把握及びいじめ問題への適切な対応の徹底について（通知）」
（平成24年10月18日24教義第3701号） 参照